

《FAQ》

これまでよく質問のあった事項について、下記のとおりFAQを作りましたので参考にしてください。

申請関連

Q：締切日までに受入の許可が得られないばあいは、書類の提出を遅らせることが可能か？

A：経費負担分の配分に必要な申請書一式（履歴書、研究計画書、推薦状）は期限までをお願いします。その他の書類については、揃った段階で結構ですが、なるべく早めに提出願います。

Q：「ポスドク、助手、助教、講師及びこれらに相当する職の者（若手研究者等）」には、常勤研究者・非常勤研究者ともに含まれるのか？

A：常勤研究者は派遣対象になります。特任講師、ジュニアフェロー、研究補助員等、非常勤研究者も、博士号取得相当で将来研究者を目指しており、本学において若手研究者養成の対象と判断される方であれば派遣対象となります。ただし、非常勤講師は対象となりません。

Q：派遣対象者は外国籍の研究者や外国人留学生でもよいか？

A：本学に所属している方ならば、外国籍でも構いません。永住権取得の有無も問いません。

Q：渡航準備にはどのようなものがあるか？

A：派遣国滞在のための査証の申請は派遣研究者本人が行ってください。また、本プログラムの経費負担証明（英文）が必要な場合は、事前に余裕をもって学務部国際課に申し出てください。航空券の手配にあたっては、事前に学務部国際課へ必ずご相談ください。見積書等の必要書類提出後、約1カ月で奨学費（滞在費および航空賃）が指定の口座へ振り込まれます。

Q：派遣終了後の手続きにはどのようなものがあるか？

A：帰国後は、旅費の精算に必要な手続き（航空券の半券の提出等）があります。他に、派遣計画の内容、経過、成果等を本学ホームページに掲載しなければならないため、必ず報告書（指導教員等の評価書を含む）を所属研究科に提出してもらいます。また、皆さんが、本事業により得た成果の発表に際しては、日本学術振興会の助成を受けたことを明記する義務を負います

派遣機関関連

Q：派遣先大学及び派遣時期・期間は変えられるか？

A：申請したのちに派遣先や期間等に変更があった場合は、すみやかに所属研究科事務室に相談してください。なお、申請要領にもあるとおり、派遣期間はPDについては2ヶ月以上1年以内、大学院生については2ヶ月～3ヶ月（原則2ヶ月）です。

Q：派遣期間後も継続して滞在することは可能か？

A：超過期間分の奨学費（滞在費）は支給されませんが、可能です。ただし、2013年1月28日（事業実施終了日）までには必ず帰国してください。

Q：大学院生の場合、派遣先の受入身分はどうなるか？

A：受入先が協定大学の場合、そのステータスが学生であると交流学生枠にカウントされますので、客員・滞在研究員（Visiting Scholar/Researcher）などの身分で相手方と受入に係る手続きを進めてください。なお、本事業では、受入先が登録料（registration fee）やbench fee等を要求する場合もその経費は負担できませんのでご了承ください。

Q：出身国の大学への派遣は認められるのか？

A：出身国への派遣は原則として認めません。ただし一例としては、出身国ではなく他の国で高等教育を受けた方は出身国の機関への派遣が認められる場合があります。そのような場合には、国際課にご相談ください。

Q：ポスドク以上の若手研究者等の派遣期間については2ヶ月以上とされているが、連続した期間でなければならないか？複数回に分けることができないか？

A：連続して2カ月以上でなければなりません。なお、一時的（1週間程度）に就職の面接等のための一時帰国や派遣以外の用事で派遣機関等を離れることは可能ですが、その期間の滞在費及び交通費は支給できません。

渡航関連

Q：ヴィザ取得について。

A：受入先における研究活動の際に、ヴィザ取得を必要とする期間の派遣の場合は、ご自分で在日本の大使館に問い合わせてください。過去の例でいえば、英国では6カ月、米国では3カ月未満の滞在であればヴィザの取得が必ずしも必要とはされません。ただし、ヴィザなし渡航の場合は、受入先の大学での身分や図書館等の利用などに制限が生じる場合がございます。受入先の身分やヴィザの申請については、受入希望教員および機関に各自お問い合わせください。この点については、国際共同研究支援室のガトウクイが相談に応じます。

なお、経費負担の証明（英文）を求められる場合がありますので、その場合は余裕をもって国際課（担当：福島）まで連絡願います。直前では対応できませんのでよろしくお願いいたします。

Q：予測できない事情（身内の不幸など）による途中での一時帰国に係わる費用は支給されるのか？

A：予測できない個人的な理由（身内の不幸を含む）での帰国を行い、再度出国する渡航費及び一時帰国中の滞在費については支給できませんが、災害などのためやむを得ず帰国する場合には、帰国、再度出国に係る渡航費を支給することは可能です。

補助金関連

Q：派遣先の物価が高くこの滞在費の支援では不十分で、なんとか増額できないか？

A：「若手研究者海外派遣事業運営委員会」では、日本学術振興会（JSPS）から交付決定のあった予算額にもとづき派遣候補者をなるべく多く派遣するという基本方針が確認され、支援対象として往復航空券および滞在費を「要項」の支援額にありますように、月当たり14万円から24万円の範囲で支給する旨確認されました。指定都市は24万円、甲地方は20万円、乙地方は16万円、丙地方は14万円の支給となります。派遣先のなかには、支給額に比べて物価が非常に高い都市もあることは重々承知しております。しかしながら、旅費として本学の旅費支給規則にもとづく支給は、予算の関係で規則通り行うことは不可能なことから、あくまで滞在費に対する一部支援として支給する形になりましたので、了解願います。

Q：飛行機のチケットで予算の制限等があるのか？

A：おおよその制限を設けており、オープンチケットの購入は原則認められませんので、購入前に必ず国際課に確認したうえで購入してください。

Q：渡航にかかる経費は全て支給されるのか？

A：航空券代と同時に請求される、空港使用料、出入国税は支給できますが、旅券の交付手数料、査証手数料、予防注射料等は自己負担となります。また、キャンセル料についても支給できません。

Q：学会のための渡航費等は支給されるのか？

A：学会で発表等を行う場合には航空賃・滞在費を支給します。

Q：本事業の助成対象は、渡航費・滞在費のみとなっているが、研究活動経費を他の補助金等で支出しても構わないか？

A：本事業による海外派遣の際に必要な研究活動経費を他の補助金等から支出可能かどうかについては、当該補助金等の経費の混同使用や目的外使用にあたらぬかなどについて当該補助金等のルールを確認し、慎重に対処してください。判断ができない場合は当該補助金担当事務室に相談してください。

◎問合せ先：国際課窓口、電話、メール いずれでも結構です。

電話 042-580-8763 / 8761 / 8921

Email int-wp.g@dm.hit-u.ac.jp

2011年7月現在